証券コード　7502
平成30年６月11日

株　主　各　位

東京都中央区晴海一丁目８番10号
株式会社プラザクリエイト本社
代表取締役社長　大　島　康　広

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月27日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月28日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
ホテルグランドパレス　３階　松の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第31期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第31期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.plazacreate.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当社は、当期会計年度において中長期的な事業戦略を円滑に遂行し、さらなる安定的成長を図るため、平成29年10月１日付「株式会社プラザクリエイト本社」に商号を変更するとともに、株式会社プラザクリエイト（「旧商号：株式会社プラザクリエイトストアーズ」）を承継会社とする会社分割を実施いたしました。これにより、当社の一切の事業を同社に移管し、当社は持株会社に移行するとともに、グループ全体の戦略的なマネージメント機能を担い、経営基盤、組織体制の再構築を図る役割に専念することにより、一層の経営効率化と今後の成長に繋げる事業構造改革に取り組みました。

この状況下、当連結会計年度における当社グループの事業は、再成長に向けたプリント事業の変革とモバイル事業の出店強化に積極的に取り組んでまいりました。

プリント事業の主な取り組みといたしましては、最大の商機である年賀状プリントにおいて、今年の干支である犬を被写体とした写真タイプのプロモーションも奏功し、１店舗あたりの総販売枚数が前年比103.1%を遂げ、さらには、基本料の改訂にともなう客単価の増加とあわせて、年賀売上高は前年比102.9%の実績となり、結果として直営既存店累計売上前年比は100.0%となりました。

前期より積極的に推進しました直営店からのフランチャイズ化は、当期末には64店舗となりました。直営運営事業から卸売上事業への方針転換により売上高は減少しましたが、事業構造改革により販売管理費及び一般管理費は大幅に削減されました。

今までにないシンプルなデザインで気軽にお作りいただける低価格なソフトカバータイプのフォトブック「ライトブック」シリーズ、1枚から作れる「デザインＴシャツ」や「チームウェア」など新たな商品・サービスの開発と、新ブランドで本格的にスタートするオンライン事業のため自社大型工場を新設する等、プリント事業の再成長への礎を築く年でありました。

当連結会計年度のモバイル事業においては、通信キャリアの施策変更に対応して積極的な販売促進策を実施し、店舗運営力の強化並びに人材の強化に取り

組んでまいりました。キャリアショップを中心にグループで9店舗を出店し、モバイル店舗はグループ合計で98店舗となりました。店舗数増加とともに最新機種の販売拡大に伴う販売台数の積み上げにより、ストック収益（継続手数料収入）も堅調に推移しております。

また、通信キャリアが展開する「スマホプリントステーション」に携わり顧客へ新たなサービス提供を推し進める一方、モバイルショップとフォト＆カフェを融合させた店舗も出店し、顧客満足度アップに貢献いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、221億72百万円（前期比0.82％増）、営業利益は61百万円（前期比42.08％減）、経常利益93百万円（前期：経常損失１億75百万円）、プリント店舗並びにモバイル店舗の固定資産に対する減損損失等により親会社株主に帰属する当期純損失58百万円（前期：親会社株主に帰属する当期純損失46百万円）となりました。

当連結会計年度のセグメント別における概況と業績は次のとおりであります。

【プリント事業】

当連結会計年度のプリント事業においては、既存店売上前年比は100%で推移しましたが、新サービスの生産拠点となる工場の立ち上げ遅延や当社グループの組織再編等により発生した経費（不動産登録免許税など）により、売上高82億64百万円（前期比13.3％減）、セグメント損益は２億86百万円の損失（前期：経常損失５億69百万円）となりました。

【モバイル事業】

当連結会計年度のモバイル事業においては、店舗数増加に伴う販売台数の積み上げなどが堅調に推移し、通信キャリアの施策変更に即応して店舗運営力の強化に取り組んでまいりましたが、上期に先行した投資が想定以上に増加した事もあり、売上高139億７百万円（前期比11.7％増）、セグメント利益は３億79百万円（前期比4.2％減）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、金融機関からの借入等により39億円を調達しております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、９億36百万円であります。その主なものは、店舗リニューアル及び出店による設備什器、並びに機械装置等であります。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
特記すべき事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第28期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第29期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第30期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	第31期 (当連結会計年度) (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
売上高（百万円）	18,992	21,003	21,991	22,172
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	295	△563	△175	93
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	211	△832	△46	△58
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)（円）	15.32	△60.47	△3.52	△4.54
総資産（百万円）	13,766	14,763	14,427	13,568
純資産（百万円）	3,873	2,886	2,412	2,339

（注）1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社プラザクリエイト	10	100.0	プリントショップの経営 携帯電話販売ショップの経営

（注）平成29年10月１日に、当社は、当社商号を「株式会社プラザクリエイト本社」に変更するとともに、連結子会社である株式会社プラザクリエイトストアーズは商号を「株式会社プラザクリエイト」に変更しております。

(4) 対処すべき課題

多様化するニーズに対応した新しい商品サービスの創造と新たな事業領域の拡大に果敢に取り組んでゆくことが当社グループの企業価値を高め、経営基盤を安定させるものと認識しております。来期（平成31年3月期）が再成長への初年度であり、以下の重点課題に対処してまいります。

①プリント事業においては、当会計年度同様に直営店からのフランチャイズ化を引き続き推進し、本部は新商品及びサービスの開発に特化する事で事業の効率化に取り組んでまいります。

②新設するオンライン部門においては、自社大型工場のデジタル画像技術を利用した新商品やサービスを開発し、新ブランドにてオンライン販売を実施いたします。プリント事業の全店舗売上に匹敵する売上高を目指し、プラスオンとなるよう努めてまいります。

③モバイル事業においては、キャリアショップの店舗力の強化に取り組んでまいります。急速な店舗の増加に対しても、質の高いサービスが提供できるよう人材の採用と育成に努めてまいります。

④法人営業部門においては、モバイル事業の協力の上、スマホ＝カメラというシナジーを生かし、通信キャリアや家電量販店様等と共同して新しい形のスマホユーザー向けプリントサービスを創造してまいります。並びに証明写真BOXについては、引き続き設置場所開拓を行うとともに、人や物、AIを利用した新しいサービスを提供できるよう努めてまいります。

⑤年賀状プリントにおいては、豊富なデザインテンプレートとスピード仕上げという従来からのサービスに加えて、ネット受注のさらなる強化と外販営業など当社グループ店舗以外の新たな販売チャネルの開拓に取り組むとともに、お客

様の利便性向上と生産性向上による収益力増強に取り組んでまいります。
⑥旧来の本部業務を刷新すべくクラウド会計システムを導入いたします。これにより経営指標作成の早期化によるスピーディな意思決定を実現するとともに、業務効率化による働き方改革を推進してまいります。
⑦経済情勢の変化、その他立地環境の変化に伴い、店舗のスクラップアンドビルドによる不採算店舗の閉鎖を引き続き実施し、新たな好立地への移転及び業態転換による出店を進めてまいります。
⑧適法・適正に業務を遂行するための内部統制体制を引き続き強化するとともに、社会とともに存続し発展する企業グループとして、構造改革を推進し、株主、お客様から高い信頼を得られるように取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社２社により構成されており、製品・サービス別の事業活動を展開しております。事業内容は、プリントショップの経営及びフランチャイズの展開並びにＷｅｂサイトを運営し、デジタルプリントサービス及び写真関連商材等の販売を営むプリント事業、携帯端末等の販売を営むモバイル事業の内容としております。

当社グループの主要製品・サービスの事業活動は次のとおりであります。

報告セグメントの名称	主な取扱商品・サービス	主要な会社
プリント事業	デジタルプリントサービス 写真関連商材 写真撮影サービス	当社 ㈱プラザクリエイトスタッフサービス
		㈱プラザクリエイト
モバイル事業	携帯端末	

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

本社	東京都中央区
営業所	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡
生産センター	埼玉県和光市
ロジスティックセンター	埼玉県和光市

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プリント事業	280名	42名減
モバイル事業	348名	42名増
合計	628名	―

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
２．プリント事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて、42名減少しましたのは、直営店の閉店による店舗数の減少、及び直営店舗のフランチャイズ化などによるものであります。
３．モバイル事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて、42名増加しましたのは、キャリアショップの出店に伴う新規の採用及びプリント事業からの配置転換などによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名	35名減	39.4歳	5.8年

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は含んでおりません。
２．前期末と比べ減少している理由は、当社が持株会社体制へ移行したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,129百万円
三井住友信託銀行株式会社	791百万円
株式会社商工組合中央金庫	754百万円
株式会社三井住友銀行	752百万円
株式会社東京都民銀行	735百万円

（注）株式会社東京都民銀行は、平成30年5月1日付で株式会社八千代銀行、株式会社新銀行東京と合併し、商号を株式会社きらぼし銀行に変更しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．当社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　41,508,774株

② 発行済株式の総数　13,836,258株

③ 株主数　3,004名

④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社中部写真	5,493,630株	42.62%
富士フイルム株式会社	2,259,000株	17.52%
ソフトバンク株式会社	1,350,000株	10.47%
株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	571,200株	4.43%
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	350,000株	2.71%
大島康広	239,279株	1.85%
MSIP CLIENT SECURITIES	166,100株	1.28%
プラザクリエイト従業員持株会	144,335株	1.11%
徳力精工株式会社	120,000株	0.93%
株式会社浅沼商会	81,000株	0.63%

（注）１．大島康広氏の所有株式数は、役員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
２．当社は、自己株式を946,801株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
３．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第３回新株予約権
発行決議日		平成27年９月18日
新株予約権の数		440個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　44,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		本新株予約権１個当たり330円 当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり33,100円 （１株当たり331円）
権利行使期間		平成30年９月18日から 平成32年９月17日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　　350個 目的となる株式数　35,000株 保有者数　　3人
	監査役	新株予約権の数　　90個 目的となる株式数　9,000株 保有者数　　3人

（注）新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権者は、下記に掲げる条件を達成した場合にのみ、各権利者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行使することができる。

平成30年３月期の営業利益が800百万円を超過した場合

行使可能割合：100％

なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

		第４回新株予約権
発行決議日		平成28年９月20日
新株予約権の数		490個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　49,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		本新株予約権１個当たり200円 当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり31,800円 （１株当たり318円）
権利行使期間		平成31年９月21日から 平成33年９月20日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　　380個 目的となる株式数　38,000株 保有者数　　3人
	監査役	新株予約権の数　　110個 目的となる株式数　11,000株 保有者数　　3人

（注）新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権者は、下記に掲げる条件を達成した場合にのみ、各権利者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行使することができる。

平成31年３月期の営業利益が900百万円を超過した場合

行使可能割合：100％

なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

３．当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

地位及び担当	氏　名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大島康広	株式会社プラザクリエイト代表取締役社長 株式会社プラザクリエイトスタッフサービス代表取締役社長
常務取締役 管理本部長	村瀬伸行	
取締役	大橋正信	
取締役	牧　由尚	
常勤監査役	小林健司	
監査役	村田真一	弁護士 シュッピン株式会社社外取締役 株式会社クロスフォー社外監査役 株式会社ＪＭＣ社外監査役
監査役	林　公一	公認会計士、税理士 株式会社アタックス代表取締役 ＣＫＤ株式会社社外監査役

（注）１．監査役村田真一氏及び監査役林公一氏は、社外監査役であります。なお、村田真一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
２．監査役林公一氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	４名 (-)	69百万円 (-)
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	10百万円 （３百万円）
合計	７名	79百万円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成７年６月30日開催の第８回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成７年６月30日開催の第８回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当社と重要な兼職先との関係

特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	開催回数	出席回数	開催回数
監査役 村田真一	14回	15回	12回	12回
監査役 林 公一	14回	15回	12回	12回

イ．取締役会及び監査役会における発言状況

監査役村田真一氏は、主に弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜適切な発言を行っております。

監査役林公一氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、適宜適切な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役村田真一、林公一の両氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。

４．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、改善する見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．業務の適正を確保するための体制、および当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要、および運用状況の概要は以下のとおりであります。

Ⅰ．取締役および使用人の業務執行が法令および定款に適合することその他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1) 当社代表取締役社長は、コンプライアンス担当の取締役を任命し、当該取締役の指揮・監督のもと『プラザクリエイトグループ行動憲章』に基づきコンプライアンス体制の確立・進展に努める。

2) 当社グループ取締役および執行役員は、当社グループの事業に適用される法令等を識別し、その要求事項を関係部門・グループ各社に周知徹底することにより、当社グループを横断するコンプライアンス体制の整備および問題点の把握と解決に努める。

3) 当社代表取締役社長直属の内部監査室を設け、内部監査室長を監査責任者として当社グループを対象とした内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および常勤監査役ならびに関係部門に適宜報告する。

4) 法令違反や不正行為等の発生、またはそのおそれのある状況を発見した場合に、相談や通報を受け付けるグループ内部通報窓口を社内に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

5) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備および運用する体制の構築に努めるとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し必要な是正措置をおこなう。

6)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決するとの基本姿勢を『プラザクリエイトグループ行動憲章』に定め、その周知徹底をはかるとともに、反社会的勢力排除のための仕組みの整備に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループの取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき、書面または電磁的媒体に記録し、適切に保存管理するとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)当社グループの事業活動の全般に係るリスクの管理については、当社代表取締役社長を委員長とするCP&RM(コンプライアンス＆リスク管理)委員会を設置し、社内規程およびガイドラインに基づきグループ全体のリスク管理ならびにグループ各社の業務執行に係るリスクの管理にあたる。

2)当社グループの部門長は、取締役および執行役員と連携のうえ、自部門において内在するリスクを把握・分析・評価し、適切な対策を実施するとともに、管理状況を監督する。

3)内部監査室長は、定期的にリスク対策等の状況を検証し、その結果を取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

1)当社は、取締役会を原則として月1回開催するとともに、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令または定款で定める事項および経営上の重要事項の決定、ならびに各取締役の業務執行状況の監督等をおこなう。当社グループ各社においても、定期的に取締役会を開催し、経営上の重要な項目について意思決定をおこなうとともに、業務執行上の重要課題について報告・検討する。

2)当社グループの取締役、執行役員および常勤監査役で構成する会議体を原則として毎週1回開催し、意思決定および業務執行状況の監督が迅速かつ効果的におこなわれるよう情報の共有に努める。

5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)当社グループ各社に当社取締役および常勤監査役を配置し、当社グループを管理する。当社グループ取締役は、業務および職務執行等の状況を定期的に当社取締役会に報告する。

2)関係会社管理規程に基づき、グループ各社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については当社取締役会に報告する。

3)当社と整合性のある社内規程類を整備するとともに、当社管理部門がグループ各社の管理機能を補完することで、当社グループ一体となった内部統制環境の構築運用に努める。

Ⅱ. 監査役監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役会の同意を得て補助使用人を置く。

2. 前項の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する実効性保に関する事項

補助使用人は、監査役または監査役会の指揮命令にしたがい、その職務の遂行にあたる。補助使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分等については、監査役会の同意を得る。

3. 監査役への報告に関する体制

1)当社は、常勤監査役に対して当社グループにおける稟議決裁書その他の重要書類を回付するとともに、監査役からの要請がある場合は直ちに関係書類・資料等を提出する。

2)当社グループの従業員等は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、的確かつ速やかに対応する。

3)内部監査室長は、内部監査、内部統制評価、内部通報等の結果、その他当社グループにおけるコンプライアンス上の重要な事項について、遅滞なく常勤監査役に報告する。

4. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をおこなった当社グループの従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止するとともに、その旨を当社グループの従業員等に周知徹底する。

5. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

1)当社は、監査役の通常の業務執行の範囲で生ずる費用に関して、監査計画に基づき予算を計上し、経費支出をおこなう。

2)前号以外で、監査役がその職務執行について当社に対し費用の前払いまたは償還等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

6. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

1)内部監査室は、各事業年度の内部監査計画について常勤監査役と協議するとともに、内部監査結果等について協議および意見交換するなど、密接な情報交換および連携をはかる。

2)監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

Ⅲ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に確認し調

査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

①コンプライアンス、およびリスク管理体制の強化に関する取組み

当社グループにおけるコンプライアンス、およびリスク管理体制の強化に関する取組みについては、「CP&RM(コンプライアンス＆リスク管理)委員会」を開催し、コンプライアンスの審議および改善策等の提案を行い、リスク管理体制の強化については、当社グループから報告された各種リスクについて迅速かつ適切な対応を行いました。

②内部監査の実施状況について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社グループにおける業務の適正性や法令遵守状況等に関する内部監査を実施いたしました。

６．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,163,733**	**流動負債**	**5,964,193**
現金及び預金	1,795,026	買掛金	1,384,614
受取手形及び売掛金	2,029,231	未払金	557,343
商品及び製品	1,476,910	１年内償還予定社債	80,000
原材料及び貯蔵品	117,168	短期借入金	2,632,316
繰延税金資産	51,669	リース債務	441,113
その他	693,726	未払法人税等	13,218
固定資産	**7,402,701**	賞与引当金	124,735
有形固定資産	**4,858,661**	その他	730,851
建物及び構築物	1,549,238	**固定負債**	**5,264,663**
機械装置及び運搬具	165,695	長期借入金	3,416,085
土地	1,511,248	リース債務	1,225,151
リース資産	1,320,980	繰延税金負債	62,453
建設仮勘定	73,126	退職給付に係る負債	99,446
その他	238,371	資産除去債務	206,385
無形固定資産	**492,010**	長期預り保証金	253,090
のれん	107,394	その他	2,050
リース資産	127,305	**負債合計**	**11,228,856**
その他	257,309	**純資産の部**	
投資その他の資産	**2,052,029**	**株主資本**	**2,335,101**
投資有価証券	69,397	**資本金**	**100,000**
長期貸付金	127,812	**資本剰余金**	**1,228,496**
敷金及び保証金	1,761,673	**利益剰余金**	**1,302,413**
その他	105,436	**自己株式**	**△295,807**
貸倒引当金	△12,289	**その他の包括利益累計額**	**2,378**
繰延資産	**1,646**	**その他有価証券評価差額金**	**2,378**
社債発行費	1,646	**新株予約権**	**1,744**
		純資産合計	**2,339,224**
資産合計	**13,568,081**	**負債純資産合計**	**13,568,081**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		22,172,286
売上原価		14,076,414
売上総利益		8,095,871
販売費及び一般管理費		8,034,642
営業利益		61,229
営業外収益		
受取利息	2,232	
仕入割引	3,149	
協賛金収入	49,072	
受取手数料	15,314	
助成金収入	2,300	
償却債権取立益	10,645	
その他	29,215	111,929
営業外費用		
支払利息	63,605	
その他	15,884	79,490
経常利益		93,668
特別利益		
固定資産売却益	20,499	
投資有価証券売却益	57,496	77,995
特別損失		
減損損失	166,629	
店舗閉鎖損失	19,559	186,189
税金等調整前当期純損失		△14,525
法人税、住民税及び事業税	13,266	
法人税等調整額	30,501	43,767
当期純損失		△58,292
親会社株主に帰属する当期純損失		△58,292

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年４月１日　残高	100,000	1,211,781	1,449,532	△358,293	2,403,020
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△88,826		△88,826
親会社株主に帰属する当期純損失			△58,292		△58,292
自己株式の処分		16,714		62,485	79,200
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	16,714	△147,118	62,485	△67,918
平成30年３月31日　残高	100,000	1,228,496	1,302,413	△295,807	2,335,101

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成29年４月１日　残高	8,156	8,156	1,744	2,412,922
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△88,826
親会社株主に帰属する当期純損失				△58,292
自己株式の処分				79,200
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△5,778	△5,778	－	△5,778
連結会計年度中の変動額合計	△5,778	△5,778	－	△73,697
平成30年３月31日　残高	2,378	2,378	1,744	2,339,224

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	２社
・連結子会社の名称	株式会社プラザクリエイト、株式会社プラザクリエイトスタッフサービス （注）平成29年10月１日に、当社は、当社商号を「株式会社プラザクリエイト本社」に変更するとともに、連結子会社である株式会社プラザクリエイトストアーズは商号を「株式会社プラザクリエイト」に変更しております。

(2) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券	
その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
・時価のないもの	移動平均法による原価法によっております。
ロ．デリバティブ	原則として時価法によっております。
ハ．たな卸資産	
・商品	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 また、一部の商品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
・製品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
・原材料	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
・貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産 （リース資産除く）	定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 ・建物及び構築物　　15～47年 ・機械装置及び運搬具　５～６年
ロ．無形固定資産 （リース資産除く）	自社利用ソフトウェアは、見込利用可能期間（３～５年）を耐用年数とする定額法によっております。
ハ．リース資産（借手）	・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の回収可能性を個別に検討して算出した貸倒見積額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 なお、金利スワップ取引のうち、「金利スワップの特例処理」（金融商品に関する会計基準注解（注14））の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段……金利スワップ取引 ヘッジ対象……将来の相場（金利）の変動により将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある借入金
ハ．ヘッジ方針	金利リスクのある借入金については、金利スワップ取引により金利リスクをヘッジしております。
ニ．ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象及びヘッジ手段について、それぞれのキャッシュ・フロー総額の変動額を比較し、両者の変動額を基礎にして検証しておりますが、ヘッジ対象及びヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．繰延資産の処理方法 社債発行費	社債償還期間（５年間）にわたり均等償却しております。
ロ．消費税等の会計処理	税抜方式によっております。
ハ．のれんの償却方法及び償却期間	のれんは５年で均等償却又は一括償却しております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	102,581千円
土地	373,735千円
計	476,108千円

②担保に係る債務

買掛金	15,253千円
未払金	9,349千円
短期借入金	51,000千円
長期借入金	89,250千円
計	164,853千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　4,543,462千円

(3) 保証債務

他の会社のリース債務に対する保証

シンプレスジャパン株式会社	118,237千円
計	118,237千円

3．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（千円）
東日本地区　15店舗	店舗	建物等	24,118
関東地区　44店舗	店舗	建物等	64,570
西日本地区　28店舗	店舗	建物等	60,489
本部等	共用資産等	建物、機械装置及び運搬具その他	17,451
合計			166,629

当社グループは店舗資産については店舗、その他の事業用資産については管理会計上の区分によって資産のグルーピングを行っております。なお、賃貸用不動産及び遊休資産については、当該資産を独立したグルーピングとしております。店舗については、営業損益が継続してマイナス等である店舗を対象に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物116,211千円、その他32,967千円であります。なお、店舗の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため回収可能価額は零として評価しております。また、本部等の廃棄を決定した共用資産等について帳簿価額を回収可能価額まで減損しました。その内訳は、建物12,851千円、機械装置及び運搬具3,389千円、その他1,211千円であります。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,836,258株	－株	－株	13,836,258株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成29年６月29日開催の第30回定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額　88,826千円
・１株当たり配当額　7.00円
・基準日　平成29年３月31日
・効力発生日　平成29年６月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

平成30年６月28日開催の第31回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　90,226千円
・１株当たり配当額　7.00円
・基準日　平成30年３月31日
・効力発生日　平成30年６月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）２．参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,795,026	1,795,026	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,029,231	2,029,231	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	25,400	25,400	－
(4) 長期貸付金	127,812	129,916	2,103
(5) 敷金及び保証金	1,761,673	1,819,264	57,591
資産計	5,739,144	5,798,839	59,695
(1) 買掛金	1,384,614	1,384,614	－
(2) 未払金	557,343	557,343	－
(3) 短期借入金	350,000	350,000	－
(4) 未払法人税等	13,218	13,218	－
(5) 社債（*1）	80,000	79,800	△199
(6) 長期借入金（*2）	5,698,401	5,698,143	△257
(7) リース債務（*3）	1,666,264	1,671,820	5,555
(8) 長期預り保証金	253,090	243,745	△9,345
負債計	10,002,933	9,998,685	△4,247
デリバティブ取引	－	－	－

(*1)　社債は１年内償還予定として区分表示した１年内償還予定の社債であります。

(*2)　長期借入金には１年内返済予定として区分表示した短期借入金を合算しております。

(*3)　リース債務には１年内返済予定として区分表示したリース債務を合算しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、並びに (2)　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び国債の利回りにより割り引いた現在価値によっております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び国債の利回りにより割り引いた現在価値によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、並びに (4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

社債の時価は、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。変動金利によるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値によっております。また、一部の長期借入金の時価は、変動金利によるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(8) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとにその将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び国債の利回りにより割り引いた現在価値によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております（上記負債(6)参照）。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,061
その他	38,935

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、神奈川県その他の地域において、賃貸用建物（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時価
1,438,515	1,731,808

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づく社外の不動産鑑定士による評価額または、自社で算定した金額（指標を用いて調整を行ったものを含む）であります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　181円35銭

(2) １株当たり当期純損失　４円54銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）　記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり情報に関する注記については、表示数値未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

（平成30年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,589,539**	**流動負債**	**2,275,706**
現金及び預金	1,274,126	短期借入金	350,000
売掛金	35,802	1年内返済予定長期借入金	1,556,760
前払費用	4,883	1年内償還予定社債	80,000
繰延税金資産	51,669	未払金	125,504
未収入金	212,811	未払費用	86,513
その他	10,246	未払法人税等	1,210
固定資産	**5,884,628**	預り金	67,999
有形固定資産	**63,314**	前受収益	1,792
建物	22,006	賞与引当金	5,527
車両運搬具	683	その他	399
工具、器具及び備品	425	**固定負債**	**2,781,323**
土地	40,200	長期借入金	2,763,510
無形固定資産	**5,611**	繰延税金負債	2,687
ソフトウェア	2,500	資産除去債務	15,125
その他	3,111	**負債合計**	**5,057,030**
投資その他の資産	**5,815,701**	**純資産の部**	
投資有価証券	69,397	**株主資本**	**2,414,661**
関係会社長期貸付金	7,591,179	**資本金**	**100,000**
敷金及び保証金	35,612	**資本剰余金**	**1,228,496**
その他	34,373	資本準備金	265,346
貸倒引当金	△1,914,860	その他資本剰余金	963,149
繰延資産	**1,646**	**利益剰余金**	**1,381,972**
社債発行費	1,646	その他利益剰余金	1,381,972
資産合計	**7,475,814**	繰越利益剰余金	1,381,972
		自己株式	**△295,807**
		評価・換算差額等	**2,378**
		その他有価証券評価差額金	2,378
		新株予約権	**1,744**
		純資産合計	**2,418,784**
		負債純資産合計	**7,475,814**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		945,677
売上原価		232,578
売上総利益		713,099
販売費及び一般管理費		625,345
営業利益		87,754
営業外収益		
受取利息	92,864	
その他	10,512	103,377
営業外費用		
支払利息	39,322	
貸倒引当金繰入額	75,110	
その他	7,689	122,121
経常利益		69,010
特別利益		
投資有価証券売却益	57,496	57,496
特別損失		
固定資産除却損	4,086	
関係会社株式評価損	173,241	177,327
税引前当期純損失		△50,820
法人税、住民税及び事業税	1,210	
法人税等調整額	△938	271
当期純損失		△51,092

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成29年４月１日　残高	100,000	265,346	946,435	1,211,781	1,521,891	1,521,891	△358,293	2,475,380
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△88,826	△88,826		△88,826
当期純損失					△51,092	△51,092		△51,092
自己株式の処分			16,714	16,714			62,485	79,200
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	16,714	16,714	△139,918	△139,918	62,485	△60,718
平成30年３月31日　残高	100,000	265,346	963,149	1,228,496	1,381,972	1,381,972	△295,807	2,414,661

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成29年４月１日　残高	8,156	8,156	1,744	2,485,281
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△88,826
当期純損失				△51,092
自己株式の処分				79,200
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△5,778	△5,778	－	△5,778
事業年度中の変動額合計	△5,778	△5,778	－	△66,497
平成30年３月31日　残高	2,378	2,378	1,744	2,418,784

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ　原則として時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）　定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物　15～47年

・車両運搬具　４年

・工具、器具及び備品　２～６年

②無形固定資産（リース資産除く）　自社利用ソフトウェアについては、見込利用可能期間（３～５年）を耐用年数とする定額法によっております。

③リース資産（借手）　・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の回収可能性を個別に検討して算出した貸倒見積額を計上しております。

②賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引のうち、「金利スワップの特例処理」（金融商品に関する会計基準注解（注14））の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。

・ヘッジ手段　金利スワップ取引

・ヘッジ対象　将来の相場（金利）の変動により将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある借入金

・ヘッジ方針　金利リスクのある借入金については、金利スワップ取引により金利リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ対象及びヘッジ手段について、それぞれのキャッシュ・フローの総額の変動額を比較し、両者の変動額を基礎にして検証しておりますが、ヘッジ対象及びヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費　社債償還期間（５年間）にわたり均等償却しております。

②消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　41,270千円

(2) 保証債務

関係会社の債務に対する保証

株式会社プラザクリエイト

金融機関からの借入	1,378,131千円
仕入取引に対する債務	1,181,360千円
リース取引に対する債務	1,335,213千円
計	3,894,705千円

他の会社の債務に対する保証

シンプレスジャパン株式会社

リース取引に対する債務	118,237千円
計	118,237千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

売掛金	35,802千円
その他の短期金銭債権	210,027千円
その他の短期金銭債務	81,296千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	379,512千円
仕入高	411千円
営業取引以外の取引による取引高	132,283千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,146,801株	－株	200,000株	946,801株

（注）減少株式数は、第三者割当による自己株式の処分による減少であります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,912千円
貸倒引当金繰入超過額	635,697千円
関係会社株式	25,643千円
減損損失	7,051千円
税務上の繰越欠損金	349,354千円
その他	7,274千円
繰延税金資産小計	1,026,933千円
評価性引当額	975,033千円
繰延税金資産合計	51,900千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,258千円
資産除去債務の適用に伴う有形固定資産	1,659千円
繰延税金負債合計	2,917千円
繰延税金資産の純額	48,982千円

６．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社ザ・プロクレイエイト	東京都中央区	10,000	プリントショップの経営並びにフランチャイズの展開にWebサイトを運営 携帯販売	直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	商品・製品の売上（注１）	8,112	売掛金	35,802
							手数料収入（注２）	370,800		
							従業員出向料（注３）	2,537,413	未収入金	209,259
							立替経費（注４）	19,319		
							受取利息（注５）	91,237	長期貸付金	7,530,879
							資金の貸付（注５）	1,200,000		
							資金の返済	1,450,000		
							貸倒引当金繰入額（注６）	56,818	貸倒引当金	1,851,774
							銀行借入に対する債務保証（注７）	1,378,131	－	－
							仕入先に対する債務保証（注８）	1,181,360	－	－
							リース取引に対する債務保証（注９）	1,335,213	－	－
							従業員受入出向料（注10）	24,188	未払金	80,897
							立替経費（注11）	16,734		
子会社	株式会社ザ・プロクレイタッサエスフィス	東京都中央区	10,000	障害者雇用特例子会社	直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	受取利息（注５）	122	長期貸付金	60,300
							資金の貸付（注５）	13,800		
							貸倒引当金繰入額（注６）	18,292	貸倒引当金	63,086

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ビダビング（注12）	愛知県名古屋市中部	3,000	ダビングサービス	被所有 直接 －	商品の仕入	商品の仕入（注１）	47,862	買掛金	－

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 1．商品・製品の売上に係る取引金額については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2．当社は、ブランド管理及び経営指導並びに管理業務の対価として、手数料収入を受け取っております。ブランド管理は、ロイヤリティとして店舗の売上高の一定割合により、経営指導及び管理業務は概ね実費に基づき、グループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

3．従業員出向料については、当社従業員の子会社への出向に対する対価であり実費に基づいた金額であります。

4．立替経費については、当社が子会社の諸経費を立て替えたものであり実費に基づいた金額であります。

5．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

6．貸倒引当金の設定については、貸付金に対して事業計画に基づき行ったものであります。

7．銀行借入（13億78百万円、期限５年）に対する債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。

8．通信会社等からの仕入債務に対するものであります。

9．リース取引によるリース債務に対するものであります。

10．従業員受入出向料については、子会社従業員が当社に出向した対価であり実費に基づいた金額であります。

11．立替経費については、子会社が当社の諸経費を立て替えたものであり実費に基づいた金額であります。

12．当社役員大島康広の近親者が議決権の100%を保有しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　187円52銭

(2) １株当たり当期純損失　３円98銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９.企業結合・事業分離に関する注記

Ⅰ．共通支配下の取引等

１．取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：法人事業

事業の内容：プリントショップ及びモバイルショップに属さないマーケットに対するＢｔｏＢ(法人)向けの事業及び証明写真ＢＯＸ事業等

(2) 企業結合日　平成29年10月１日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社プラザクリエイト（旧商号：株式会社プラザクリエイトストアーズ）を吸収分割承継会社とする会社分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社プラザクリエイト（旧商号：株式会社プラザクリエイトストアーズ）（当社の連結子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、中長期的な事業戦略を円滑に遂行し、さらなる成長を図る目的で、当社の法人事業を株式会社プラザクリエイト（旧商号：株式会社プラザクリエイトストアーズ）に承継いたしました。本吸収分割によって事業会社の責任と権限の明確化、意思決定の迅速化を図ることにより、事業会社は、自らの事業領域での成長を目指すこととするものです。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

Ⅱ．共通支配下の取引等

1．取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：不動産事業

事業の内容：賃貸等不動産及び自社利用不動産の管理・運営

(2) 企業結合日　平成29年12月１日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社プラザクリエイト（旧商号：株式会社プラザクリエイトストアーズ）を吸収分割承継会社とする会社分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社プラザクリエイト（旧商号：株式会社プラザクリエイトストアーズ）（当社の連結子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、中長期的な事業戦略を円滑に遂行し、さらなる成長を図る目的で、平成29年10月１日の組織再編（吸収分割）を実施しておりますが、本吸収分割をもって、当社の一切の事業を同社に移管し、当社は持株会社に移行いたしました。これによって当社グループ各社の機能を明確に区分し、より一層の経営効率化と今後の成長を目指すこととするものです。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（注）　記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり情報に関する注記については、表示数値未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成３０年５月２８日

株式会社プラザクリエイト本社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　英　樹　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　井　勇　治　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　古　川　譲　二　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社プラザクリエイト本社の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラザクリエイト本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成３０年５月２８日

株式会社プラザクリエイト本社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　英　樹　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　井　勇　治　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　古　川　譲　二　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社プラザクリエイト本社の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第３１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年５月28日

株式会社プラザクリエイト本社　監査役会

常勤監査役　小林健司　㊞

社外監査役　村田真一　㊞

社外監査役　林　公一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向及び将来の事業展開のための内部留保の配分を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき１株当たり普通配当７円とさせていただきたく存じます。当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向及び将来の事業展開のための内部留保の充実など、バランスを総合的に勘案して成果の配分を行うことを基本方針としております。

第３１期の期末配当につきましては、当期の業績及び財務状況を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金７円　配当総額 90,226,199円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成30年6月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１.変更の理由

(1)当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2)取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案のとおり第31条を新設するものであります。なお、変更案第31条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２.変更の内容

変更内容は以下の通りであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　後
第　１　章　　総　　則	第　１　章　　総　　則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削除） （３）会計監査人
第５条～第18条（条文省略）	第５条～第18条（現行どおり）
第　４　章　　取締役および取締役会	第　４　章　　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（新設）	（取締役の選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
（取締役の選任方法） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	２．　（現行どおり） ３．　（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　行　定　款	変　更　後
第22条～第23条（条文省略）	第22条～第23条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条　取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第25条～第28条（条文省略）	第26条～第29条（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（取締役の責任免除） 第31条　当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ２．当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第　５　章　　監査役および監査役会 （監査役の員数） 第30条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　後
(監査役の選任方法) 第31条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第33条　監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議方法) 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。	(削除)
(監査役会の議事録) 第36条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	(削除)
(監査役会規程) 第37条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)

現　行　定　款	変　更　後
(監査役の報酬等) 第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(社外監査役との責任限定契約) 第39条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
(新設)	第　5　章　　監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第32条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会規程) 第33条　監査等委員会に関するその他の事項は法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第　6　章　　会計監査人 第40条～第41条（条文省略） (会計監査人の報酬等) 第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第　6　章　　会計監査人 第34条～第35条（現行どおり） (会計監査人の報酬等) 第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第　7　章　　計　　算 第43条～第46条（条文省略）	第　7　章　　計　　算 第37条～第40条（現行どおり）
附　　則	附　　則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（４名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）３名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	大島 康広（おおしま やすひろ） （昭和38年12月15日）	昭和63年３月　当社設立　代表取締役社長（現任） 平成９年８月　㈱中部写真代表取締役社長（現任） 平成17年６月　㈱５５ステーション管財人 平成18年１月　㈱５５ステーション〔現　㈱プラザクリエイト〕代表取締役社長 平成19年４月　㈱プラザクリエイトモバイリング代表取締役社長 平成19年６月　㈱プラザハート代表取締役社長 平成20年６月　㈱プラザクリエイトモバイリング代表取締役会長 平成22年６月　㈱プラザクリエイトイメージング〔現㈱プラザクリエイト〕代表取締役会長 平成25年３月　㈱プラザクリエイトスタッフサービス代表取締役社長（現任） 平成25年６月　㈱プラザクリエイトストアーズ〔現㈱プラザクリエイト〕代表取締役社長（現任）	239,279株
2	牧 由尚（まき よしなお） （昭和50年３月21日）	平成20年４月　㈱プラザクリエイトモバイリング入社 平成21年８月　㈱プラザクリエイトモバイリング営業部長 平成26年３月　当社入社 平成26年６月　㈱プラザクリエイトストアーズ取締役〔現㈱プラザクリエイト〕（現任） 平成29年６月　当社取締役（現任）	9,240株
3	※ 黒部 一仁（くろべ かずひと） （昭和36年９月13日）	平成16年３月　当社入社 平成18年４月　当社資産管理部長 平成21年４月　当社総務部長 平成24年７月　当社執行役員　総務部長兼社長室長 平成26年７月　当社執行役員　管理副本部長（現任）	20,190株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．取締役候補者大島康広氏は、株式会社プラザクリエイトの代表取締役社長を兼務しており、当社は各社と資金貸付等の取引関係があります。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．所有する当社株式の数には、役員持株会、及び従業員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	大橋 正信（おおはし まさのぶ） （昭和30年１月１日）	平成18年１月　㈱みずほ銀行　堺支店長 平成20年４月　同行より㈱クオラス出向 平成21年１月　㈱クオラス営業本部営業局長 平成24年４月　当社入社 平成24年６月　当社取締役管理本部長 平成25年５月　㈱プラザハート代表取締役社長 平成27年７月　当社取締役営業本部長（現任）	11,388株
2	村田 真一（むらた しんいち） （昭和43年３月７日）	平成７年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成７年４月　兼子・岩松法律事務所入所 平成24年６月　当社社外監査役（現任） 平成26年２月　㈱クロスフォー社外監査役（現任） 平成27年３月　㈱ＪＭＣ社外監査役（現任） 平成27年６月　シュッピン株式会社社外取締役（現任）	－
3	林 公一（はやし こういち） （昭和39年10月28日）	平成９年３月　公認会計士登録 平成20年４月　税理士登録 平成22年１月　㈱アタックス代表取締役（現任） 平成25年６月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） ＣＫＤ㈱社外監査役	－

（注）１．候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．村田真一氏、及び林公一氏は社外取締役の候補者であります。
３．大橋正信氏は、当社取締役としての豊富な役員経験を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能をより機能させるため、選任をお願いするものであります。
４．社外取締役候補者村田真一氏は、弁護士として会社法務・労務問題に豊富な知識・経験等を有しております。同氏は、これまでも経営判断において法律面から助言・提言をいただいており、引き続き当社の監査体制及び経営の強化のため選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社監査役に就任して本総会の終結の時をもって6年となります。また、同氏は、他社社外役員として会社経営に関与しておりますことなどの理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
５．社外取締役候補者林公一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識・経験を有しておられるため、引き続き当社の監査体制及び経営の強化のため選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社監査役に就任して本総会の終結の時をもって5年となります。また、同氏は、会社経営に関与し、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
６．当社と社外取締役候補者村田真一氏及び林公一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。第２号議案「定款一部変更の件」及び両氏の選任が原案どおり承認された場合には、業務執行しない取締役として、同内容の契約を締結する予定であります。また大橋正信氏とも両氏と同内容の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
７．当社は、村田真一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として同取引所に届け出ておりますが、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員（社外取

締役）として届け出る予定です。
8．所有する当社株式の数には、役員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成７年６月30日開催の定時株主総会において、年額１億５千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額１億５千万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は４名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額３千万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」及び、第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

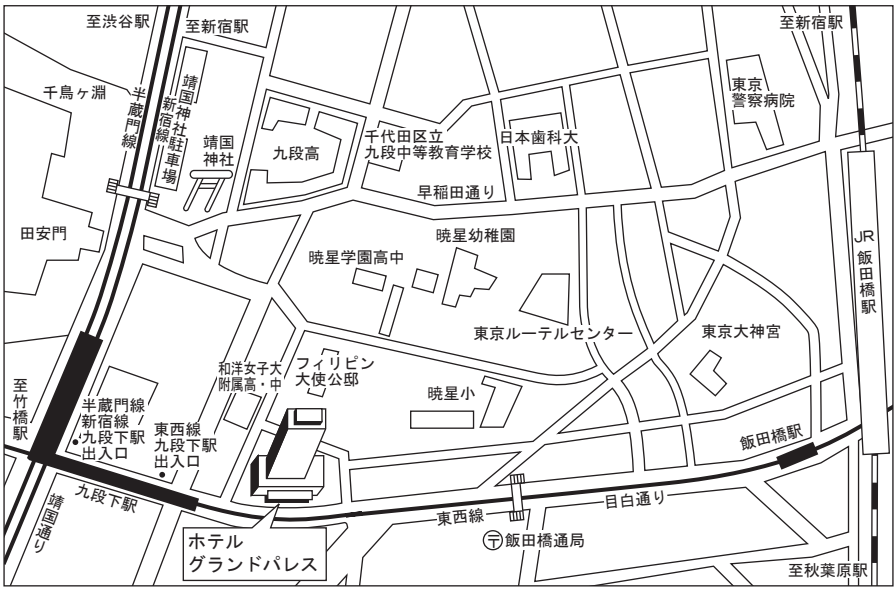
本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

〔会　場〕 東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
ホテルグランドパレス　３階　松の間
電話（03）3264－1111



交通のご案内

●東京メトロ東西線・半蔵門線、都営地下鉄新宿線
「九段下駅」より徒歩１分

●ＪＲ総武線、東京メトロ東西線・有楽町線・南北線、
都営地下鉄大江戸線
「飯田橋駅」より徒歩７分